

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）  
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>四 小規模多機能型居宅介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数等（基準第 63 条）</p> <p>① サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件基準第 63 条第 7 項の規定によるサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。</p> <p>a 事業開始以降 1 年以上の本体事業所としての実績を有すること</p> <p>b (略)</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 介護支援専門員等</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。</p> <p>(2) 管理者（基準第 64 条）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることとされているが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。</p> | <p>四 小規模多機能型居宅介護</p> <p>1 (略)</p> <p>2 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数等（基準第 63 条）</p> <p>① サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件基準第 63 条第 7 項の規定によるサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。</p> <p>a 事業開始以降 1 年以上の実績を有すること</p> <p>b (略)</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 介護支援専門員等</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。<br/> <u>なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、研修修了者は、平成 25 年 3 月 31 日までに、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了する予定の者で差し支えないこと。</u></p> <p>(2) 管理者（基準第 64 条）</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることとされているが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。<br/> <u>なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の管理者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の管理者として充てることは差し支えないこと。</u></p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）  
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 65 条）</p> <p>① （略）</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。<u>ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。</p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 設備及び備品等（基準第 67 条）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 宿泊室</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>(削る)</p> | <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 65 条）</p> <p>① （略）</p> <p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要である。さらに、代表者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に代表者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第 4 号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 3 の(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、当該本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該本体事業所の代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、<u>当該代表者と別の当該研修の修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。なお、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、当該本体事業所である指定複合型サービス事業所の代表者であって、平成 25 年 3 月 31 日までに認知症対応型サービス事業開設者研修を修了する予定の者を、サテライト事業所の代表者として差し支えないこと。</u></p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 設備及び備品等（基準第 67 条）</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 宿泊室</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ニ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 20 条第 1 項に規定する通所介護事業者が、平成 28 年 3 月 31 日までに、同項ただし書に係るみなし指定を不要とする別段の申出を行った上で、平成 28 年 4 月 1 日からサテライト型事業所における事業を開始する場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、宿泊室を設けないことができる。この場合、指定申請の際、事業所は、サテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出することが必要である。</u></p> |

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）  
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>④・⑤ （略）</p> <p>4 運営に関する基準<br/>           (1)～(17) （略）<br/>           (18) 準用</p> <p>基準第 88 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条及び第 34 条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(23) から(25) まで、(27) 及び(28) 並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(6)、(8)及び(9)を参照されたい。</p> <p>この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。<u>また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする</u>とともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五 認知症対応型共同生活介護</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 93 条）<br/>           (1) （略）<br/>           (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>基準第 93 条第 2 項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意されたい。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4 運営に関する基準<br/>           (1)～(3) （略）<br/>           (4) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</p> <p>①～③ （略）<br/>           ④ <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 7 項第 1 号）</u><br/> <u>同条第 7 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身</u></p> | <p>④・⑤ （略）</p> <p>4 運営に関する基準<br/>           (1)～(17) （略）<br/>           (18) 準用</p> <p>基準第 88 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条及び第 34 条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(23) から(25) まで、(27) 及び(28) 並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(6)、(8)及び(9)を参照されたい。</p> <p>この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五 認知症対応型共同生活介護</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 93 条）<br/>           (1) （略）<br/>           (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>基準第 93 条第 2 項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、<u>平成 27 年 4 月から、改正後の消防法施行令が施行され、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられる</u>ので、留意されたい。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4 運営に関する基準<br/>           (1)～(3) （略）<br/>           (4) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</p> <p>①～③ （略）<br/>           (新設)</p> |